

勝浦市国土強靱化地域計画(概要版)

第1章 総論

1 計画の策定趣旨

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月には、基本法に基づき「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を閣議決定し、令和元年6月には、PDCAサイクルの充実・強化を目的とした「国土強靱化年次計画2019」を策定するなど、政府一丸となった強靱な国づくりを進めています。

本市においても、大規模自然災害等がいつ起ころうとも、最悪な事態に陥ることのない「強さ」と「しなやかさ」を持った安心安全な社会を平時から作り上げていく必要があることから、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧、復興が可能な都市を作り上げていくために、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

また、本計画は、基本法第14条に基づき基本計画との調和を保つとともに、勝浦市総合計画や勝浦市地域防災計画など、本市他計画と整合を図り策定するものです。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度まで【5年間】

第2章 脆弱性評価

1 想定するリスク

本計画において想定するリスクは、地震及び津波、洪水、土砂災害を主とした大規模自然災害とします。

2 基本目標

基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針をはじめ、基本計画や県計画における基本目標を踏まえ、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の4つの基本目標を実現するために、本市の強靱化を推進するものとします。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標達成のため、基本計画や県計画の個別施策分野を参考に、起きてはならない最悪の事態を参考にしつつ4つの基本目標を達成するため、本市の地域特性や想定するリスクを踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

4 脆弱性評価

個別の施策（事業）ごとに課題や進捗状況を把握し、施策（事業）によってリスクシナリオの回避が可能であるかを検討し、不可能である場合に何が足りないかということ、『脆弱性』として評価しました。

第3章 強靱化の推進方針

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、対応方策として次に整理しました。

また、推進方針には、施策ごとの進捗状況を示す重要業績指標（KPI）をできる限り設定しました。

第4章 計画の推進及び進捗管理

地域計画は、社会情勢や取り巻く環境の変化、国・県等の国土強靱化に関する取組み状況等を勘案するとともに、PDCAサイクルの検証、あるいは本市総合計画（基本構想、基本計画）の計画期間が平成23年度から令和4年度の10年間となっていることなどから、計画期間の途中で必要に応じて見直しを行うものとします

◆リスクシナリオごとの施策方針

□ : 優先性の高いリスクシナリオ

事前に備えるべき 目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	国土強靱化の推進施策(一部抜粋)
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	●消防・防災施設の整備●消防・防災体制の充実●良質な住宅ストックの維持●避難行動要支援者名簿の整備●道路・交通基盤の整備●耐震化した学校施設の維持管理
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	●消防・防災施設の整備●芸術文化交流センター・コミュニティー集会施設の維持管理
	1-3 広域にわたる大規模津波の発生及び津波流入による多数の死者の発生	●消防・防災施設の整備●消防・防災体制の充実●避難行動要支援者名簿の整備●海岸堤防等老朽化対策●防災授業の実施
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	●消防・防災体制の充実●避難行動要支援者名簿の整備●道路・交通基盤の整備●ため池の適正な管理
	1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態	●消防・防災施設の整備●消防・防災体制の充実●避難行動要支援者名簿の整備
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	●消防・防災施設の整備●消防・防災体制の充実●避難行動要支援者名簿の整備●非常用無線機の災害時等における安定的な通信に向けた取組みの推進
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止	●消防・防災体制の充実●防災備蓄品の整備
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	●消防・防災体制の充実●道路・交通基盤の整備
	2-3 救助・救急、医療活動の長期途絶	●消防・防災体制の充実●保健・医療体制の充実
	2-4 想定を超える大量かつ長期の避難者への食料・飲料水等の供給不足	●消防・防災体制の充実●防災備蓄品の整備
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	●消防・防災体制の充実●保健・医療体制の充実
	2-6 被災地域における疫病・感染症等の大規模発生	●消防・防災体制の充実●住民の健康管理の実施
	2-7 要配慮者利用施設機能の麻痺	●消防・防災体制の充実●地域介護・福祉空間等の施設整備●避難行動要支援者名簿の整備
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市役所、消防署、警察署等の職員や、管理施設・設備の被災による行政機能の大幅な低下	●庁舎防災体制の充実●交通安全対策の推進●消防・防災施設の整備●消防・防災体制の充実●防犯対策の推進●耐震化した学校施設の維持管理
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	●庁舎防災体制の充実●消防・防災施設の整備●消防・防災体制の充実●防災情報の収集機能強化
	4-2 防災行政無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態	●消防・防災施設の整備●消防・防災体制の充実●非常用無線機の災害時等における安定的な通信に向けた取組みの推進
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地域経済活動の低下	●水産基盤施設ストックマネジメント●海岸堤防等老朽化対策●漁港施設用地等利用計画の策定●水産物流通機能の高度化対策(勝浦漁港)●農村環境の保全●商工業の経営基盤の強化
	5-2 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	●道路・交通基盤の整備
	5-3 食料等の安定供給の停滞	●消防・防災体制の充実●水産基盤施設ストックマネジメント●海岸堤防等老朽化対策●漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定の締結●防災備蓄品の整備
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 ライフライン(電気・ガス・水道等)の長期間にわたる供給停止	●住宅用省エネルギー設備の導入促進●浄化槽設置の促進●水道施設の老朽化対策
	6-2 地域交通ネットワークが分断する事態	●道路・交通基盤の整備●公共交通機関の充実による都市間アクセスの向上●林道維持補修事業
	6-3 異常湧水等による用水の供給途絶	●森林整備事業●農村環境の保全●ため池の適正な管理
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	●消防・防災施設の整備●芸術文化交流センター・コミュニティー集会施設の維持管理
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	●良質な住宅ストックの維持●道路・交通基盤の整備
	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	●道路・交通基盤の整備●消防・防災体制の充実●ため池の適正な管理
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	●県営ほ場整備事業●林道維持補修事業●森林整備事業●農村環境の保全
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●消防・防災体制の充実●良質な住宅ストックの維持
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●消防・防災体制の充実●道路・交通基盤の整備●漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定の締結
	8-3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●消防・防災施設の整備●消防・防災体制の充実●防犯対策の推進●良質な住宅ストックの維持●消防防災課との連携
	8-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響	●風評被害等による市内経済等への甚大な影響対策●商工業の経営基盤の強化
	8-5 教育施設等への甚大な影響	●耐震化した学校施設の維持管理●防災授業の実施●教育施設等の耐震化、不燃化等